

令和 7 年 3 月 26 日

建築 GX・DX 推進事業（調査・評価事業及び普及・広報事業）を
実施する者の審査結果について

国土交通省住宅局長

次のとおり、建築 GX・DX 推進事業（調査・評価事業及び普及・広報事業）を実施する者を選定しましたので、報告します。

<募集期間>

令和 7 年 3 月 7 日～令和 7 年 3 月 21 日

<提案者及び評価結果>

○建築 GX・DX 推進事業（調査・評価事業及び普及・広報事業）

①維持管理・運用段階の建築 BIM の活用方法等調査

提案者：2 者（株式会社価値総合研究所(A)、東京大学(B)）

②建築分野の DX 推進ロードマップ作成に係る調査検討業務

提案者：1 者（B&DX 株式会社(C)）

③建築 BIM による建築確認に向けたオンライン申請システムに係る調査・普及

提案者：1 者（一般財団法人建築行政情報センター・B&DX 株式会社(D)）

④建築 BIM による設計環境整備調査

提案者：1 者（BIM ライブラリ技術研究組合(E)）

⑤建築士事務所に対する建築 BIM の普及

提案者：1 者（一般社団法人日本建築士事務所協会連合会(F)）

⑥建築 BIM の利用に係る人材に関する調査・広報

提案者：1 者（公益社団法人日本建築士会連合会(G)）

⑦発注者における建築 BIM 活用に関する調査

提案者：1 者（一般社団法人 buildingSMART Japan(H)）

⑧建築 BIM による建築確認に向けた「確認申請用 CDE」等に係る調査・普及

提案者：1 者（一般社団法人 buildingSMART Japan(H)）

⑨建築 BIM の標準化に向けた検討・検証等に係る調査・普及

提案者：1 者（一般社団法人 buildingSMART Japan(H)）

⑩建築 BIM の教育・普及に係る調査

提案者：1 者（I）

審査結果

事業	①		②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
事業者	A	B	C	D	E	F	G	H	H	H	I
(1) 本事業の実施に係る計画が、適切なものであること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(2) 本事業を適確に遂行する技術能力（建築BIM等に関する知識を含む。）を有し、かつ、その遂行に必要な組織、人員を有していること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(3) 本事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有していること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(4) 本事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないよう、公平かつ中立な立場において業務を実施すること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(5) 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(6) 本事業において知り得た情報の秘密の保持及び管理を徹底すること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

- ・ 上記A～Iは、補助対象事業者を求める（1）から（6）までの要件を満たしている。
- ・ 実施方針・実施計画について事業者A～Hは、各事業内容について妥当と判断できる内容だと認められた。事業者Iは、事業内容について妥当と判断できる内容だと認められなかった。

＜選定した事業者＞

審査結果を踏まえ、以下の者を建築GX・DX推進事業（調査・評価事業及び普及・広報事業）を実施する者として選定した。

①維持管理・運用段階の建築BIMの活用方法等調査

株式会社価値総合研究所、東京大学

②建築分野のDX推進ロードマップ作成に係る調査検討業務

B&DX 株式会社

③建築BIMによる建築確認に向けたオンライン申請システムに係る調査・普及

一般財団法人建築行政情報センター・B&DX 株式会社

④建築BIMによる設計環境整備調査

BIM ライブラリ技術研究組合

⑤建築士事務所に対する建築BIMの普及

一般社団法人日本建築士事務所協会連合会

⑥建築BIMの利用に係る人材に関する調査・広報

公益社団法人日本建築士会連合会

⑦発注者における建築 BIM 活用に関する調査

一般社団法人 buildingSMART Japan

⑧建築 BIM による建築確認に向けた「確認申請用 CDE 」等に係る調査・普及

一般社団法人 buildingSMART Japan

⑨建築 BIM の標準化に向けた検討・検証等に係る調査・普及

一般社団法人 buildingSMART Japan

⑩建築 BIM の教育・普及に係る調査

採択者なし